

子ども子育て支援サービスの見込み

当計画では、国が定めた主要な事業について、どのくらいの需要（量の見込み）があり、それに対する確保方を記載することが求められており、学校教育・保育の量の見込み及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策について記載しています。

教育・保育の量の見込み

認定区分	令和 7 年度		令和 11 年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1号認定（3～5歳、教育希望）	251	340	230	340
2号認定（3～5歳、保育必要）	220	181	202	181
3号認定（0歳、保育必要）	55	73	51	73
3号認定（1歳、保育必要）	125	119	109	119
3号認定（2歳、保育必要）	131	142	135	142



確保方策の内容

量の見込みに対して、基本的に現在の体制で対応できると考えられますが、実際のニーズに応じて保育士の確保等に努め、供給体制を確保していきます。

地域子ども・子育て支援事業

事業		令和 7 年度		令和 11 年度		単位
		量の見込み	確保量 (確保方策)	量の見込み	確保量 (確保方策)	
① 利用者支援事業		1	1	1	1	か所
② 地域子育て支援拠点事業		4,926	2 か所	4,630	2 か所	人日 / 月
③ 妊婦健康診査事業		1,960	1,960	1,820	1,820	人回 / 年
④ こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）		140	140	130	130	人 / 年
⑤ 養育支援訪問事業		24	24	22	22	人 / 年
⑥ 子育て短期支援事業	（ショートステイ）	42	42	38	38	人日 / 年
	（トワイライトステイ）	0	0	0	0	人日 / 年
⑦ ファミリー・サポート・センター事業		317	317	304	304	人日 / 年
⑧ 一時預かり事業	① 幼稚園型（在園児が対象）	2,542	2,542	2,358	2,358	人日 / 年
	② 一般型（在宅の子どもが対象）	1,743	1,743	1,616	1,616	人日 / 年
⑨ 延長保育事業		66	66	61	61	人日 / 週
⑩ 病児保育事業		344	1,151	319	1,151	人日 / 年
⑪ 放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	1～6年生合計	362	362	439	439	人
⑫ 子育て世帯訪問支援事業		100	100	150	150	人日
⑬ 児童育成支援拠点事業		30	30	35	35	人
⑭ 親子関係形成支援事業		10	10	15	15	人
⑮ 妊婦等包括相談支援事業（利用者支援事業）		420	こども家庭 センター	390	こども家庭 センター	回
⑯ 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	0～2歳合計	5	0	13	13	人日
⑰ 産後ケア事業		56	56	51	51	人日

確保方策の内容

ほとんどの事業において、量の見込みに対し必要な事業提供ができる体制になっていますが、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和 8 年度に向けて整備を進めます。

第 3 期石井町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行：石井町 編集：石井町子育て支援課 〒779-3295 石井町高川原字高川原 121-1（電話）088-674-1623

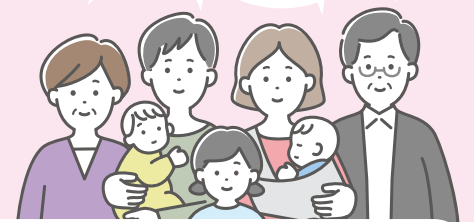
第 3 期

石井町子ども・子育て支援事業計画 概要版

（令和 7 年度～令和 11 年度）

基本理念

地域ぐるみで、
子どもを健やかに
育てるまちづくり



計画策定の目的

石井町では、子ども・子育て支援法に基づき、令和 2 年 3 月に「第 2 期石井町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、幼児教育・保育の無償化等の円滑な実施、教育・保育事業の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

本計画は、第 2 期計画が令和 7 年 3 月に計画期間の終わりを迎えることから、新たに追加される新規事業の位置づけや必要な見直し等を行い、本町の子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや提供方策等をきめ細かく定めるとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするため、第 3 期石井町子ども・子育て支援事業計画として策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込み、それらの提供体制確保策を定めます。なお、本町においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て関連 3 法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援対策行動計画）」、そして新・放課後子ども総合プランを包含しています。

計画の期間

第 3 期子ども・子育て支援事業計画は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までを計画期間とします。

石井町の子ども・子育て支援の課題

- 石井町では総人口がすでに減少し始めているとともに、少子高齢化が進んでいます。家族や親族を頼った子育ては今後より一層困難になると考えられ、子育て家庭を社会全体で支えていく仕組みが必要と考えられます。
- ニーズ調査結果からは、母親の就労状況を見ると、5 年前と比べて、フルタイム就労などの割合が増加し、就労していない母親の割合は低下しています。少子化が進む一方で、保育ニーズはさらに高まることも考えられ、様々な子育て支援サービスのニーズに対応するため、正確なニーズ量の把握が求められています。
- ニーズ調査結果からは、石井町の子育て支援への満足度は高いものの、子育てへの経済的支援や、子育てしながら働きやすい職場環境の整備、小児医療体制の充実、乳幼児の遊び場の整備、などは重要な取組と認識されており、引き続きこれらの取組を充実させていくことが求められています。

計画の全体像

基本理念を具体化していくため、以下3つの柱を基本目標として、具体的な施策・事業の展開を図ります。これらの中に、石井町の子ども子育て支援に関する取組がすべて位置づけられており、子ども子育てに関する総合的な計画となっています。

地域ぐるみで、 子どもを健やかに育てるまちづくり



基本目標 1 子どもが楽しくできる

保育サービス及び様々な子育て支援サービスを充実するとともに、保健・医療・福祉、教育などの分野が連携し、総合的な子育て支援体制を確立し、子育て中の人はもちろん、これから子どもを生み育てたいと考えている人が、子育てに喜びと充実感を感じ、子育てが楽しくできるまちを目指します。

1-1 保育サービス等の充実

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・待機児童の解消・低年齢児保育の受け入れ推進・延長保育の拡充・休日保育の実施・保育所等のサービス評価の実施 | <ul style="list-style-type: none">・職員の資質向上の支援・外国につながる幼児への支援・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 |
|---|--|

1-2 子育て支援サービスの充実

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）の拡充・一時預かり事業の充実・幼稚園における預かり保育の充実・地域子育て支援拠点事業の充実・ショートステイ事業、トワイライトステイ事業の充実・病児保育事業の充実 | <ul style="list-style-type: none">・ファミリー・サポート・センター事業の充実・子育て支援に関する情報提供の充実・利用者支援事業の実施・特別な支援を必要とする子どもへの支援・実費徴収に係る補足給付を行う事業・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
|--|---|

1-3 経済的支援

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・児童の養育に関する経済的支援の充実・認可保育所・認定こども園（保育認定）に通う児童への保育料無償化 | <ul style="list-style-type: none">・医療費の助成の充実・障がい児の養育に関する経済的支援の充実・妊婦のための支援給付事業 |
|---|---|

1-4 ひとり親家族への支援

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭に対する相談体制の充実・ひとり親家庭に対する経済的支援の充実 | <ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭の自立のための支援の推進・ひとり親家庭等に対する生活支援の促進 |
|--|---|

基本目標 2 地域ぐるみで子どもを健やかに育てる

安心して子どもを産み、健やかに子どもを育てることができるよう、母子保健サービスを充実します。家庭、学校、地域、企業及び行政等が、それぞれの立場から、主体的に取り組み、相互に連携し、地域ぐるみで子どもを健やかに育てるまちを目指します。

2-1 地域での子育て支援体制の充実

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・民生児童委員・主任児童委員活動の充実・子育てサークルの活動支援の推進・子育て支援ネットワークづくりの推進・人材の育成・活用の推進・ブックスタート事業の推進 | <ul style="list-style-type: none">・木育すくすく1歳おめでとう事業の推進・地域の子育て支援の拠点としての保育所等、幼稚園、学校の活用・はぐくみ子育てクラブの支援・世代間交流事業の推進 |
|--|---|

2-2 子育てと両立しやすい就労環境の整備促進

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・事業所への意識啓発の推進・男女共同参画社会の推進 | <ul style="list-style-type: none">・関係機関との連携による推進・各種子育て支援サービスの充実、活用 |
|--|---|

2-3 健やかに育てるための母子保健の充実

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・乳幼児健康診査の充実・歯科健診・フッ化物塗布・妊婦健康診査の充実・妊娠婦、乳幼児の健康支援の充実・健康教育等の充実 | <ul style="list-style-type: none">・相談援助体制の充実・予防接種事業の充実・育児等健康支援事業の充実・不妊治療費等の助成 |
|--|--|

基本目標 3 子どもが健やかに育つことができる

子どもの視点に立ち、子どもの人格や人権が尊重された環境をつくるため、一人ひとりの個性を大切にした教育や、恵まれた自然環境を活かし、様々な体験を通して豊かに成長できる環境整備を行い、子どもが自ら考え行動する力を伸ばし、次代に向かって、健やかに生まれ育つことのできるまちを目指します。

3-1 健やかに育つための権利擁護の推進

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・障がい児への支援の充実・子どもの権利擁護の推進・児童虐待の防止の推進 | <ul style="list-style-type: none">・児童相談の窓口の充実・子どものための相談援助体制の確立・巡回支援専門員整備事業 |
|---|--|

3-2 教育の充実

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・幼児教育の充実・学校教育の充実・特別支援教育の推進・福祉教育の推進・思春期保健の充実 | <ul style="list-style-type: none">・食育の推進・家庭教育の充実・青少年教育の振興・放課後子ども教室推進事業の充実 |
|---|--|

3-3 子育てと子どもにやさしい生活環境の整備

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・地域での子どもの健全育成の推進・子育てと子どもにやさしいまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none">・子どもが健やかに暮らせるまちづくりの推進・安全・安心対策の充実 |
|--|---|